

『踐祚部類鈔』 翻刻 付解題

皇室制度調査室

(凡例)

- 一、本稿は、国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本『踐祚部類鈔』(一巻、H一六〇〇—一四七(せ函五))の翻刻を行うものである。
- 一、翻刻にあたっては、おおむね底本の体裁に拠るが、やむを得ず改行した
場合がある。また原則として平出・闕字等は連書し、古体・異体・略体文
字は正体に改める。なお頭書は天皇ごとに一括して別掲するが、底本の改
行に依らず意をもって連書したところがある。
- 一、翻刻にあたり、新たに読点(、)・並列点(・)を施し、翻刻者の加え
た註記のうち、底本の文字に置き換えるべきものは「」、その他の校訂
註および説明註は()をもって括る。
- 一、底本に文字の欠損のある場合は、其の字数を計り、□□または□□の
符号をもってうめる。
- 一、追筆や異筆については、区別をしていない。
- 一、翻刻の担当は、新井重行・鹿内浩胤・三輪仁美である。
- 一、解題は新井が執筆した。

(翻刻)

〔^{外題}踐祚部類鈔 自宇多天皇
至後光嚴院〕
踐祚部類鈔

宇多天皇

仁和三年八月廿六日踐祚、

〔廿一〕(朱書) 新主 宣耀殿
〔五十八〕(朱書) 舊主 仁壽殿 御事、
(光孝)

上卿

劍璽使

太政大臣率公卿及少納言・左右近衛少將・將監已下主鈴等令賈
天子神璽・寶劍・符節・鈴印等、奉於皇太子直曹、

〔頭書〕
「廿六日警固・々關、

廿七日戊辰皇太子駕輦移御東宮、

醍醐天皇

寛平九年七月三日受禪、

〔十三〕(朱書) 新主 清涼殿 當日參清涼殿、於
〔卅一〕(朱書) 舊主 弘徽殿 事了遷御此殿、

先於御殿簾前有冠禮事、今度有拜、無表云々、見延久記、

上卿

内辨

大納言左大將藤原時平卿

宣命使

大納言右大將菅原、卿

劍璽使 典侍春澄治子持璽・劍・笏・服御物等、奉新帝於清涼殿、其後新帝拜皇后并先帝、未剋新主還清涼殿、申剋前帝移御弘徽殿、

〔頭書〕
一太子承位、即替衣、取笏進拜、□□□□□□□□、

警固・々關無所見、

前皇帝座□、新帝又逃座、

拜太后并前帝、

未剋新帝御清涼殿、

朱雀天皇

延長八年九月廿二日受禪、

〔八二〕〔朱書〕
新主 宣耀殿

幼主、無拜・表儀、
舊主 麗景殿 依狹少、後遷
廿九日右近府崩、

上卿 右大臣右大將藤原朝臣 定方公、

內辨 右大臣右大將藤原朝臣

宣命使 中納言右衛門督藤原恒佐卿

劍璽使

或記云、上髮藏人二人、取劍璽出簾中、內侍二人 藤原明子、取之、
參宣耀殿云々
或記云、陸奧命婦取劍、日向命婦取璽授之、內侍藤原明子・藤原灌子參候云々、
酉剋右大臣遣固關使、二個國、

〔廿二日警固・々關、

勅授帶劍如舊、又定殿上人及藏人等、

亥剋今上・皇后遷御弘徽殿、

村上天皇

天慶九年四月廿日受禪、

〔廿一〕〔朱書〕
新主 承香殿

上御南殿、節會畢有拜・表事、降雨々、
舊主 弘徽殿

上卿 右大臣左大將藤原朝臣 實賴、

內辨 右大臣左大將藤原朝臣

宣命使 中納言藤原元方卿

劍璽使

北山云、內侍二人、典侍・掌侍各一人也云々、
或云、典侍藤原灌子、掌侍橘平子奉行之云々、

〔頭書〕
一十九日警固・々關、

有拜・表儀、其儀了令內侍被獻御服一襲於新帝、加御笏、

廿二日新主遷御綾綺殿、

冷泉院

康保四年五月廿五日受禪、

〔十八〕〔朱書〕
新主 襲芳舍

巳二剋天皇崩於清涼殿、
舊主 清涼殿 崩、

上卿 右大臣源朝臣 高明、

劍璽使

或云、左右近少將云々、
子剋大納言藤原衡已下令持神璽・寶劍於左右近少將置皇太子直曹、

〔頭書〕
一警固・々關、戌剋右大臣已下著左仗、召仰
可警固由諸衛、又遣固關使、

圓融院

安和二年八月十三日受禪、

〔十一〕〔朱書〕
新主 凝華舍

上卿 左大臣藤原朝臣 師尹、

內辨 左大臣藤原朝臣 師尹、

宣命使

太政大臣攝籙及立太子事同載之、
中納言左中將藤原兼家卿

劍璽使

或云、掌侍橘慶子・藤原順子賈神璽・寶劍、持參新帝御在所、
右近衛權中將藤原濟時朝臣相引之、

〔頭書〕
一十二日警固・々關、左右大臣已下參仗座、行
固三關并警固諸陣事、

上不御南殿、

有上表、

父子之間、可無此禮云々、

未剋上皇御弘徽殿、

亥剋移御東京^{〔三〕}條院、皇后、

〔花〕華山院

永觀二年八月廿七日受禪、
有拜・表儀、

〔十七、〕^{〔朱書〕}新主 堀河院 當日自閑院
〔廿六、〕^{〔朱書〕}舊主 御同宿
新主即日入御大内、有輦車事、
新造云々、

上卿 右大臣藤原朝臣 兼家卿、

内辨 權大納言右大將藤原濟時卿

宣命使 中納言民部卿藤原文範卿

劍璽使

或云、内侍二人、今上拜舞了御休廬之間、掌侍紀順子・源平子
執劍璽候前後、
典侍一人可候、有障不參、
又令掌侍平子被獻御袍・笏等、

〔頭書〕
一廿五日警固・々關、右大臣行之、

廿七日上御南殿、

有此拜・表、兩主揖讓、

爲光卿於今上御前定申頭・藏人・昇殿以下、勅授・昇殿人有拜、申剋

遷幸大内、有輦車、

亥時東宮入御梅壺、

一條院 寬和二年六月廿三日踐祚、

〔七、〕^{〔朱書〕}新主 凝華舍
〔十九、〕^{〔朱書〕}舊主 大内

上卿 大納言藤原爲光卿

廿二日、
劍璽使 或云、右近少將道綱一人云々、

〔頭書〕
一警固・固關、爲光卿行之、
大納言

宣命文在之、但或不及宣制歟、嘉承中右記、依無節會不給宣命使云々、

三條院 寬弘八年六月十三日受禪、

〔卅六、〕^{〔朱書〕}新主 一條院 當日自別所參入、
〔卅二、〕^{〔朱書〕}舊主 御同宿
十九日御落髮 廿二日御事、一條院、

上卿 右大臣藤原朝臣 顯光、

内辨 右大臣藤原朝臣

宣命使 中納言彈正尹藤原時光卿

劍璽使

或云、少將典侍持劍、辨掌侍持璽、出南殿簾中、下西階立軒廊、
今上降南階拜舞、歸給之間内侍二人持之奉從、
又被奉御衣・御笏、掌侍^{〔爲〕}使、

〔頭書〕
一十二日警固・々關、付國司、
右大臣行之、

上不御南殿、

有御拜・表、

勅授・昇殿相混一度拜、

亥剋新主行幸東三條殿、

後一條院

長和五年正月廿九日受禪、
〔九、〕^{〔朱書〕}新主 上東門 京極第也、
〔卅一、〕^{〔朱書〕}舊主 土御門殿
劍璽渡御是始也、

上卿 右大臣藤原朝臣 顯光、

廿九日、
内辨 内大臣藤原朝臣 公季、

其趣、御讓位并以式部卿敦貞親王立皇太子、以左大臣爲攝政事等也、
宣命使 權中納言中宮權大夫源朝臣經房

各別御所、劍璽渡御起是、

劍璽使

藏人頭左中將資平、右中將雅通、
左大臣・内大臣・左右大將已下供奉之、諸衛陣列如行幸儀、
又被奉御衣・御笏、舊主藏人左少將經親爲使、

〔廿五日警固・々關、右大臣行之、

各別御所、不及禪讓御拜・表、

勅授・昇殿、兩度拜之、

後朱雀院

長元九年四月十七日踐祚、
乙丑、新主 昭陽舍
〔廿八〕〔朱書〕
〔廿九〕〔朱書〕
舊主 清涼殿崩

固關・警固・節會等事無之、遺詔奏日有此兩條、如此
時踐祚日無之、長元以來例也、

子剋内大臣取劍璽授兩人、

劍璽使

左少將行經朝臣、右中將資房朝臣、
令參昭陽舍、諸卿供奉云々、
今夜不渡御衣・御笏、十九日渡御笏、

〔頭書〕
一劍璽渡之後經數日有警固・固關云々、〔五月十九日遺詔奏日也、使經輔朝臣、
四月廿四日賀茂祭也、
五月十三日錫紵、今日先帝
上卿右衛門督云々、

廢朝五个日、

關白事、當日口勅、
追有詔書、

〔參考 東山御文庫本『洞院家記』貼紙〕

〔長元

廿四日壬申有警固事、廿五日癸酉賀茂祭停止、廿六日甲戌解陣、件
警固祭警固歟、先例雖被止祭於警固者猶被行之故也、

後冷泉院

癸酉、〔廿一〕〔朱書〕
寬德二年正月十六日受禪、新主 東三條 當日自上東門院參入、
有拜・表儀、〔卅七〕〔朱書〕
舊主 御同宿崩、

上卿

内大臣左大將藤原朝臣 教通、

内辨

内大臣左大將藤原朝臣

宣命使

權中納言藤原兼賴卿

劍璽使

内侍二人、典侍一人、出簾中、即供奉入御休廬、
還御之時同相從前後、諸卿又扈從、
又令内侍奉御袍・御笏等、

〔頭書〕
一同日警固・々關、内大臣先仰固關事、次召仰六府警固事、

有拜・表儀、

關白如舊、又同人牛車・公卿勅授帶劍如舊、又關白内覽事、次公卿拜、
子剋還御土御門殿、

後三條院

庚申、〔卅五〕〔朱書〕
治曆四年四月十九日踐祚、新主 閑院
〔卅四〕〔朱書〕
舊主 高陽院崩、
卯剋天皇御事、

固關・警固・節會等事無之、

當日無沙汰例也、
使左馬頭敦宗朝臣、
五月五日遺詔奏日、權中納言經長卿召仰警
固事於六府、固關事仰辨令給宣旨云々、

劍璽使

左中將信宗朝臣、劍、右少將師兼朝臣、璽、
左大臣以下相副參入、

〔頭書〕
一長元例、

關白如舊、勅授・昇殿等如舊、

廿三日禁色・雜袍宣旨下、

五月五日遺詔奏、

警固・々關、付國、

廢朝、五、日、

錫紵、三个日、
七日除之、

白河院 延久四年十二月八日受禪、
〔廿〕(朱書) 新主 昭陽舍

有拜、無表、寬平例、

舊主 飛香舍

上卿 左大臣左大將藤原朝臣 師實、

可移弘徽殿、而依當王相方不然、明曉移飛香舍、御直衣、十六日上皇出御關白、二條第、先乘手車、移御輦車云々、

內辨 左大臣左大將藤原朝臣

宣命使 權中納言皇后宮大夫藤原祐家卿

劍璽使

又被奉御衣・御笏、使掌侍儀子、

〔頭書〕
一頭兵部大輔下御讓位日時於左大臣、

〔マ〕
次日警固・々關、左大臣先召仰警固於六府、次固關使等召仰之、

關白如舊、公卿・侍臣昇殿、勅授帶劍、禁色等如舊之由被仰之、其後

舞踏、昇殿、今夜不被仰雜袍事、

有拜、依寬平例、無表、即替衣進拜云々、

新主還御本舍、

堀河院 應德三年十一月廿六日受禪、
〔八〕(朱書) 新主 堀河院 當日自大炊殿遷御此院、

〔卅四〕(朱書) 舊主 三條殿

上卿 左大臣左大將藤原朝臣 師通、

內辨 左大臣左大將藤原朝臣 一、

宣命使 權中納言皇后宮權大夫藤原公實卿

劍璽使

劍、源 藏人頭左中將雅俊朝臣、右中將藤仲實朝臣、少納言內侍・伊勢內侍等授之、上達部・諸衛供奉、儀如行幸、又被奉御衣・御笏、藏人少將國信爲使、

〔頭書〕
一先有固關事、警固諸衛、不具云々、次有警固、召仰內大臣行之、

今上出御晝御座、攝政候御前、

攝政被仰條々事、內大臣已下昇殿慶、次又勅授帶劍・禁色如元、帶劍

人奏慶、

又禁色・雜袍事被仰之、

鳥羽院

嘉承二年七月十九日踐祚、
〔五〕(朱書) 新主 大炊御門東洞院 辰剋天皇崩於堀河院中殿、舊主 堀河院崩、

固關・警固・節會等事無之、
當日無沙汰、長元・治曆例云々、廿四日有遺詔奏、通時朝臣奏之、又警固諸陣如先例、固關又如例歟、不著御錫紵、七歲以前故也、被仰下、

上卿

於本宮仗座舊主頭
大納言民部卿源俊明卿

子剋被渡劍璽、
件劍璽內藏寮以紫練絹爲其覆、卒爾之時自朝干餉被取入之、先例生絹云々、今度如何、

劍璽使

左少將藤通季朝臣、劍、右少將藤信通朝臣、璽、諸衛不供奉、件兩將不攝政・民部卿・右大將已下供奉、步行、又長元九年例、件劍璽內大臣密々自夜御殿置晝御座御帳內云々、內

々著直衣、密々被置云々、

御衣不被渡歟、無所見、

〔頭書〕
一長元・治曆例、

攝政事、
雖無節會、爲法皇詔命、被仰之、寬和・讓位宣命例、依無節會、宣命可下中務省、而又不參、仍下外記、是寬弘二、六讓位宣命、無節會例也、

藏人頭并藏人等、勅授・禁色・雜袍事被仰之、殿下帶劍被申慶給、

〔裏書〕
一嘉承儀式法、以如在之禮有御讓位之、拜舞并禁色宣旨何事之有哉、如

詔命者、太子可繼天日嗣者、法皇下詔、然者先帝昇霞歟、爲諒闇之儀也、拜舞并禁色宣旨乖于舊例、

〔清和〕文德天皇天安二年八月嗣位、太后同輿出宮、百官扈從、〔但不〕警蹕、及于十月補藏人、

宇多天皇仁和三年八月廿六日嗣位、十月十二日補藏人、

冷泉院康保四年五月廿五日嗣位、其夜以坊藏人四人被補之、他事無沙汰歟、六月十日補頭以下、三代諒闇之外如此歟、

崇德院 保安四年正月廿八日受禪、〔五、〕〔朱書〕新主 土御門內裏 東對代廊也、

奉行藏人頭左中辨源雅兼朝臣、〔廿一、〕〔朱書〕舊主 御同宿 遷清涼殿代北子午廊、

上卿 太政大臣源朝臣 雅實、

內辨 太政大臣源朝臣 雅實、〔六十八、〕

外辨一上右大臣藤原家忠參列、未見事也、

宣命趣、以顯仁親王爲皇太子、即讓皇位、以關白藤原朝臣攝行政事一如忠仁公故事、〔又可停太上皇尊號并服御物、大概可依應德三年例、〕

宣命使 權中納言右衛門督藤原實行卿

內侍二人入夜御殿、取劍璽進居晝御座之左右、

藏人頭右中將藤原宗朝臣、劍、左中將藤原通朝臣、璽、

劍璽使 御劍有覆、紫絹六尺許也、三幅也、璽覆雖儲之、依法皇仰停之、先例有之、如何、

又被奉御裝束、御笏等、內侍一人爲勅使、

〔頭書〕辰初召仰、次下日時、次仰宣命趣、右大臣、

次警固、次固關、

攝政候晝御座簀子、仰藏人并昇殿、勅授帶劍・牛車・輦車如故、

次攝政帶劍拜舞、次勅授公卿□列拜、太政大臣爲攝政上者、以各別拜也、

勅授・昇殿可相混合拜也、

近衛院 永治元年十二月七日受禪、〔三、〕〔朱書〕新主 土御門內裏東對 昭陽舍代也、

奉行藏人頭左中將藤原忠雅、〔廿三、〕〔朱書〕舊主 同內裏北對子午廊

已剋藏人辨師能下日時於左大臣、

上卿 左大臣源朝臣 有仁、

內辨 左大臣源朝臣 有仁、

〔天八元ノ誤或才八八九ノ誤〕天慶八年例

宣命使 權中納言左兵衛督藤原朝臣公教卿

劍璽使 藏人頭左中將藤原忠雅朝臣、劍、右中將忠賴一、璽、〔左大臣已下諸卿供奉〕

又被奉御袍・御笏等、

〔頭書〕同日警固・々關、先固關、次警固、

攝政候御前、〔召光盛、仰藏人事、〕又召同人、公卿已下昇殿・牛車・勅授如元、又被

仰頭・藏人・瀧口等、

攝政申慶、攝政已下列立、勅授・昇殿拜相并一度拜也、

後白河院 久壽二年七月廿四日踐祚、〔廿九、〕〔朱書〕新主 高松第 當日渡御也、

廿三日午剋天皇崩近衛殿、〔十七、〕〔朱書〕舊主 近衛第崩、

〔行間補書〕固關・警固・節會等事無之、〔八月十三日遺詔奏日有此事、上卿別當、警固上卿召仰六府、固關仰辨云々、又主上錫紵、三今日、廢朝、五今日、未出內藏寮御服、仍有沙汰、今朝先著御也、〕

上卿 內大臣左大將藤原朝臣 實能、

申剋法皇御消息到來、此間內侍二人取劍璽奉安晝御帳中、

劍璽使

右中將源師仲朝臣、左中將源成雅朝臣、
入夜公卿參近衛殿、
殿下已下諸卿供奉、
御袍・御笏不被渡歟、
諸衛不供奉、

〔頭書〕
一廿四日早旦光賴朝臣以第四親王雅仁可令登用之旨、傳法皇仰、未剋親
王行啓高松殿、

關白候御前、奉仰藏人已下事仰之、又關白詔事、公卿勅授帶劍・牛車・
禁色如元之由、仰內大臣、又被仰侍臣昇殿、

二條院

保元三年八月十一日受禪、
〔十六〕〔朱書〕
新主 昭陽舍
有御拜、無表儀歟、
舊主 弘徽殿

左大臣伊通日來可參云々、仍作進式、而依堅固物忌俄不參、或說、
望申兵仗不許之間不參云々、右大臣六條爲關白

上卿

內大臣左大將藤原朝臣 公教、

內辨

內大臣

天慶例、

宣命使

權中納言皇后宮大夫藤原實定卿

劍璽使

內侍二人出南殿簾中奉從新主到昭陽舍、
今上御拜畢還御、御劍先行、入御昭陽舍、

又被奉御袍・御笏等、內侍爲使、

〔頭書〕
一同日警固・々關、先召仰六府警固、
次召仰三關使之、

關白候

實子、被奉如元、次召藏人有隆、被仰藏人事、次被仰公卿昇殿如舊、

藏人頭・藏人・侍臣昇殿如舊、牛車・輦車被仰歟、

次內大臣已下帶劍、列立舞蹈、次侍臣奏慶、

六條院

永萬元年六月廿五日受禪、
〔二一〕〔朱書〕
新主 土御門高倉第
〔廿三〕〔朱書〕
御所各別、長和・應德例、
舊主 東洞院

申剋左大臣參陣、先被下親王宣旨、

上卿 左大臣左大將藤原朝臣 基房、

內辨 左大臣左大將藤原朝臣

宣命使 權中納言藤原實國卿

劍璽使

內侍二人取劍璽出夜御殿、居書御座左右、
劍、藏人頭、
右中將藤家通朝臣、左中將藤實家朝臣、
攝政已下供奉、諸衛又供奉、行列如行幸、
又被奉御袍已下、藏人辨長方爲勅使、

〔頭書〕
一藏人右少辨長方下日時於左大臣、

次警固召仰、次固關、

攝政候南面實子、召藏人光能被仰藏人事、又召同人、藏人頭、藏人五
位・六位、又侍臣昇殿・公卿昇殿・牛車・輦車・勅授帶劍・禁色雜袍事、

攝政已下勅授・昇殿相合皆被奏慶、

高倉院

仁安三年二月十九日受禪、
〔八〕〔朱書〕
新主 閑院
〔五〕〔朱書〕
未剋東宮自七條殿行啓閑院、
舊主 土御門高倉

上卿 左大臣左大將藤原朝臣 經宗、

內辨 左大臣左大將藤原朝臣

宣命使 權中納言右衛門督藤原實國卿

劍璽使

內侍二人取劍璽出夜御殿、
劍、
左中將藤賴定朝臣、右中將藤實宗朝臣、左右大將・六衛府供奉、
攝政已下公卿扈從、
又被奉御裝束・御笏、五位藏人光雅
爲勅使、

〔頭書〕
一頭辨信範朝臣下日時於左大臣、

先固關、次警固、召仰〔六府〕

攝政召藏人平時家被仰藏人事、次又召時家被仰頭・藏人・昇殿者事、

次召信範朝臣、先朝公卿昇殿如舊、又公卿勅授帶劍・牛車如舊、又昇

殿侍臣・頭・藏人并別勅禁色・雜袍如舊、又御乳母二人禁色事、此等

事任何例可仰藏人也、而幼少之間、仰信範歟、

兩頭已下職事於殿上口奏慶、次攝政帶劍拜、源大納言已下行之、

安德天皇 治承四年二月廿一日受禪〔三〕、〔宋書〕新主 五條東洞院邦綱卿宅

〔廿〕、〔宋書〕舊主 閑院

上卿 左大臣東宮傳藤原朝臣 經宗、

內辨 左大臣東宮傳藤原朝臣

宣命使 權中納言右衛門督藤原實家卿

辨・備中兩內侍入夜御殿取劍璽、進上晝御座左右、乍立渡之、

劍璽使 〔劍〕左中將藤泰通朝臣、〔璽〕右中將藤隆房朝臣、
攝政已下公卿〔匣〕從、諸陣爲供奉、儀如行幸、

又被奉御裝束・御笏、藏人辨行隆〔爲使〕

〔頭書〕「頭左中辨經房朝臣下日時於左大臣、

次固關、次警固、召仰〔六府〕

攝政召藏人時經、仰補藏人事、次召同人、仰牛車・輦車・勅授・禁色事、

攝政慶被申之、〔衍力〕次次諸卿相共拜舞、勅授・昇殿相混拜歟、次藏人頭已

下職事等列中門外、〔可立殿〕拜舞、

晝御座御劍、別累代御物已下被渡之、先例有哉、如何、

後鳥羽院 壽永二年八月廿日踐祚〔壬子〕、〔宋書〕新主 閑院

〔八〕、〔宋書〕舊主 西海〔八六ノ誤カ〕

上卿 左大臣藤原朝臣 經宗、

警固、〔今度令外記〕可付國司之間、〔傳仰六府〕被仰辨歟、

〔紛失之間不及沙汰、〕

劍璽使 劍璽被渡之儀無之、御衣・御笏又無沙汰、

〔頭書〕「先於上皇御在所有御著袴事、次下踐祚日時於左大臣、次傳國詔、大臣
可下中務之由、被仰外記、

亥剋遷御閑院、同終剋出御晝御座、攝政候御前、召左兵衛尉源清實被

仰藏人事、次召同人被仰牛車・公卿勅授・昇殿如舊、頭・藏人・昇殿

人々・雜色・非雜色・出納・瀧口等事、又禁色・雜袍事同沙汰之、先

被申攝政慶、其後攝政・諸卿列立有舞、勅授・昇殿相混〔一度拜也、〕

〔參考〕高松宮家傳來禁裏本「一代要記殘簡」所收貼紙

「踐祚儀不被渡三種靈寶〔去月廿四日先帝奉具神器等〕之例、今度已始之歟、

仍召諸道之勘文被經群卿之議定、降太上法皇詔書、〔被模嘉承〕左大

臣新作進次第、

被行其儀了、

有警固・々關事、固關被付國司、

土御門院 建久九年正月十一日受禪〔己酉〕、〔宋書〕新主 閑院〔當日自、〕渡御閑院、

上卿 右大臣藤原朝臣 兼雅、

內辨 右大臣藤原朝臣

爲仁王皇太子止定、天日嗣乎傳賜、又關白藤原朝臣攝行政事一如忠仁公故事、

宣命使 權中納言左衛門督源通資卿別當也、

加賀、讚岐、掌侍二人、取劍璽置御帳左右、

公經朝臣雖下臈依頭取璽、

劍璽使 璽、藏人頭左中將公經朝臣、劍、右中將藤成定朝臣、
攝政已下上達部先行、諸衛等又行列、如行幸、
又被奉御衣、御笏、

(頭書)一皇子今朝渡御殿下、近衛殿、及晚遷御閑院、

頭中將通宗朝臣下日時於右大臣、

次固關、召使、次警固、召仰、六府、

新主出御晝御座、攝政候御前、召藏人重輔被仰藏人事、次又召同人、

被仰昇殿人々并藏人頭以下所衆、出納、瀧口、勅授帶劍、禁色、牛

車、輦車等事、藏人頭已下交名、注賜之、

次攝政被申慶、弓場、次於中門外攝政、右府已下拜舞、勅授、昇殿、其後藏

人頭已下奏慶、

順德院 承元四年十一月廿五日受禪、己酉、
〔十四〕(朱書)新主 押小路烏丸殿 當日渡御云々、
〔十六〕(朱書)舊主 大炊御門富小路殿

頭大夫清長朝臣下日時於左大臣、次固關、警固事如例、

今上出御、關白候御前、次召藏人長宗、仰藏人事、關白如舊之由、於新主
可被仰也、而今日於本主被仰之云々、

上卿 左大臣藤原朝臣 隆忠公、

更又召同人、被仰公卿昇殿、勅授帶劍、牛車等如舊、又昇殿人、藏人頭、

五位、六位、藏人所出納、所衆、瀧口等事、後別密、々賜之、

次關白帶劍、於中門申慶、次公卿申昇殿、勅授慶、混合一度申之、

又頭已下、禁色并殿上人雜袍、御乳母禁色事仰之、

內辨 左大臣藤原朝臣

宣命使 權中納言源雅親卿

劍璽使 璽、左中將雅行朝臣、劍、左中將宗經朝臣、
伊豫掌侍、美作掌侍被出授之、殿下、左右少將以下諸卿供奉、諸衛陣列如行幸、
又奉渡御裝束、御笏等、

(頭書)一御衰日、後朱雀例、

無拜、表之儀、人以或爲奇、然而一院叡慮可略之、末代儀云々、

九條前帝 (仲恭)承久三年四月廿日受禪、〔四〕(朱書)新主 閑院
〔廿五〕(朱書)舊主 大炊殿 去十六日幸之、
日比御閑院、

上卿 內大臣源朝臣 通光、

內辨 內大臣

宣命使 權中納言藤原實親卿

出內侍二人取璽、劍授之、

劍璽使 劍、藏人頭右中將源具實朝臣、璽、左中將源師季朝臣、
攝政已下諸卿相從、步行先行、大將已下候如行幸、

(頭書)一已剋頭辨資賴朝臣下日時於內大臣、次警固事、六府、次又固關儀如例、

後堀河院 承久三年七月九日踐祚、辛卯、
〔十〕(朱書)新主 閑院 當日入御、
〔四〕(朱書)舊主 高陽院 當日早退出、
九條邊云々、

先帝早旦出御、密幸前修理權大夫兼時九條亭云々、

(行間補書)一固關、警固、節會等事無之、先帝不御、仍
□事無沙汰云々、

上卿 右大臣左大臣藤原朝臣 家通、

劍璽使 劍、左少將源顯平朝臣、璽、右少將藤原公賢、
御袍已下被渡事無之歟、所見不分明、

〔頭書〕
戊剋皇子自北白川親王宮遷御閑院、

攝政昨日於舊主被仰之、今朝參持明院、被申慶云々、
藏人已下被仰事無所見、

四條院 貞永元年十月四日受禪、
〔廿一〕〔朱書〕
新主 清涼殿代
舊主 仁壽殿代
閑院御同宿也、

左大臣洞院爲攝政、
上卿 右大臣左大將藤原朝臣 兼經、

內辨 右大臣藤原朝臣
寬平九年例、
寬平例云々、
宣命使 權大納言藤原高實卿

劍璽使 內侍二人辨、出御帳後戶、左右次將各一人 經北廊并長橋持參清涼殿、
〔路用〕
〔堂上〕
攝政一人相副參上、自餘公卿不供奉、
又被獻御袍・御笏、內侍爲勅使、

〔頭書〕
已剋於清涼殿先有御著袴事、
頭□宮亮有親朝臣下日時於右大臣、

同日警固・々關、先警固、
〔六府〕
次固關如例、
新帝出御、攝政候御前、召藏人親賢、被仰藏人事、又召同人、被仰公卿昇殿・勅授帶劍・牛車・輦車如故、
又昇殿人、藏人頭、五・六位藏人、出納、所衆、瀧口等事、
次攝政有拜、次勅授慶、
〔攝政已下〕
次昇殿慶、
〔右大臣已下、頭〕
殿上人同列之、

後嵯峨院 仁治三年正月廿日踐祚、
〔廿三〕〔朱書〕
新主 冷泉萬里小路 御門御所遷御也、
去九日先帝御事、
〔十二〕〔朱書〕
舊主 閑院 去九日御事、

上卿 左大臣藤原朝臣 良實、
〔廿七〕
關白參舊主御所、以頭辨召次將、
〔劍〕
〔璽〕
左中將藤家定朝臣、右中將藤實尙朝臣、
諸卿供奉、殿下被候御後給、
〔於承明門院〕
〔頭書〕
當日入夜有御元服事、內々儀、其後行啓萬里小路殿、關白車、公卿三人扈從、
今度不被勘下日時、又警固・々關事、當日無沙汰、遺詔奏之日被仰之、

新主出御畫、關白被候簀子、被仰藏人事、次又召之、公卿昇殿・勅授帶劍・牛車如舊、又藏人頭、五位・六位藏人并昇殿人、已上書折紙、
藏人向陣宣下、

次關白慶、先帶劍、於南庭申之、次勅授慶、關白已下、次昇殿慶、關白不列、殿上人相加之、

後深草院 寬元四年正月廿九日受禪、
〔己未〕
〔四〕〔朱書〕
新主 冷泉富小路殿
〔廿七〕〔朱書〕
舊主 冷泉萬里小路殿

上卿 大納言右大將藤原實基卿
內辨 大納言右大將藤原實基卿
宣命使 權中納言藤原公持卿

劍璽使 掌侍二人取劍璽立御帳左右、次將進取之、
藏人頭右中將源雅家朝臣、左中將藤爲氏朝臣、
攝政已下供奉、諸衛相從如例、

〔頭書〕
一旦關白左大臣於里第召仰、申剋頭左中辨顯朝々臣下日時於右大將、
次警固、
〔六府〕
次固關、
〔召仰〕
使々、
新主出御畫御座、攝政候簀子、
內侍安御劍之後、攝政召菅原在嗣、
〔坊〕
被仰藏人事、

又召同人、被仰昇殿人并藏人頭已下所衆・出納・瀧口等、勅授帶劍・
禁色・牛車・輦車事、藏人頭已下事仰出納、勅授、禁色・雜袍事、大將退出
之後仰新中納言云々、

次攝政帶劍、於中門下申慶、此後大將已下立加、申勅授慶、次昇殿拜、
殿上人列後云々、

龜山院 正元々年十一月廿六日受禪、

後藤殿院、
上皇日來冷泉萬里小路御所也、而十一月十一日遷御二條殿、
甲午、
新主 冷泉富小路殿 十七日遷御、日來內裏也、
舊主 冷泉萬里小路殿 十五日自冷泉富小路第遷御也、

上卿 右大臣藤原朝臣實一、

內辨 右大臣藤原朝臣

宣命使 權中納言源定實卿

劍璽使 內侍二人立畫御座左右、
藏人頭右中將源通持朝臣、劍、左中將藤資氏朝臣、璽、
關白已下諸卿供奉、諸衛相從如例

(頭書) 一申剋右大臣參陣、頭宮內卿資平下日時、

次固關、召仰三次警固、召仰六府、

新主出御畫御座、關白候簀子、被奉如元之由、

次召藤原賴憲坊、被仰藏人事、次又昇殿人、勅授已下事、

次關白已下拜舞、勅授、混合一度拜也、兩貫首已下於殿上口拜、

吉書事了權大納言著陣、關白如舊之由、被外記云々、

後宇多院 文永十一年正月廿六日受禪、
甲辰、
新主 二條高倉殿
舊主 押小路烏丸殿

左大臣家經依超越愁不出仕、右大臣師忠、

上卿 內大臣藤原朝臣師繼、

內辨 內大臣藤原朝臣

宣命使 改關白爲攝政之由、被加載之、
權中納言左兵衛督藤原經任卿

劍璽使 劍、
右中將藤公貫朝臣、左中將藤基顯朝臣、
攝政已下供奉、諸衛相從如例、

(頭書) 一未剋內大臣參著陣、頭辨賴親下日時、

次警固、被召仰次固關、被召仰三關使、

勅授・昇殿慶、同時混合申之、

伏見院 弘安十年十月廿一日受禪、
戊寅、
新主 冷泉富小路殿
舊主 二條高倉殿

上卿 右大臣藤原朝臣忠教、

內辨 右大臣藤原朝臣

宣命使 權中納言藤原良宗卿

劍璽使 劍、
左中將藤宗實朝臣、右中將藤信基朝臣、

(頭書) 一秉燭之後右大臣著陣、有召仰事、次頭左中辨俊定朝臣被下日時、

次警固、召仰次固關、召仰三關使、

新主出御已下事無所見、

一上於新宮中門下勅授帶劍・牛車・輦車如舊之由、被召仰藏人、

次關白於弓場奏慶、

次於中門邊人々申慶、各別拜云々、

關白如舊之事令奉口勅給歟、不被宣下官外記云々、

後伏見院 永仁六年七月廿二日受禪、〔十一〕(朱書) 新主 冷泉富小路殿

上卿 左大臣藤原朝臣兼基、

內辨 左大臣藤原朝臣

宣命使 權中納言藤原家雅卿

左大臣不供奉參會云々、關白・右大臣以下供奉云々、

劍璽使 藏人頭左中將藤原兼季朝臣、〔璽〕右中將源親平朝臣、

〔頭書〕「當日左大臣於里第被召仰官外記云々、

西剋上卿參陣、頭辨經守下日時、

次警固被召仰六府・固關被召仰三關使、

新帝出御、劍璽入御如例、

殿下參候如例、

藏人已下宣下歟、無所見、

次諸卿一上已下、列立中門外、一同拜、殿上人於殿上口拜云々、

後二條院 正安三年正月廿一日受禪、〔十七〕(朱書) 新主 二條高倉殿

上卿 左大臣藤原朝臣師教、〔十三〕(朱書) 舊主 二條富小路殿

內辨 左大臣藤原朝臣

宣命使 權中納言左兵衛督藤原賴藤卿、

劍璽使 藏人頭左中將藤原實香朝臣、〔璽〕左中將源親教朝臣、

又被渡御衣・御笏等、使藏人兵部大輔經世、關白已下諸卿供奉如例、諸衛相從、

〔頭書〕「未剋上卿參陣、西剋先召仰、次頭中將實香朝臣下日時、〔但今度遲々、固關勅符・木契等令同下之云々、

次警固召仰六府、次固關被召仰三關使、

新主出御畫御座、關白被候東庇、如元之由有口勅、

次召藤原永尙坊一、被仰藏人事、又召同人、被仰公卿昇殿・勅授帶劍・

牛車如元、

又殿上人・藏人頭、五位、六位、出納・所衆・瀧口等事被仰之、

藏人頭已下事仰出納、勅授等事仰上卿、

次關白奏慶、次勅授・昇殿慶、

殿上人慶各別申之、

昇殿・禁色・雜袍事今度不被仰、

花園院 德治三年八月廿六日踐祚、〔十二〕(朱書) 新主 土御門東洞院殿 當日渡御、本持明院殿御同宿

警固・々關事當日無沙汰、〔廿四〕(朱書) 舊主 二條高倉殿 御事、

閏八月八日遺詔奏、使頭右中將公明朝臣、廢朝、五今日、固關仰辨成、警固六府等事權中納言兼季卿奉行之、

上卿 左大臣藤原朝臣冬平、

劍璽使 左近中將藤原資親朝臣、〔璽〕劍、寅剋被渡之、公卿權中納言冬基卿以下先行 殿下被供奉御後給 諸衛供奉如例、

〔頭書〕「當日丑剋儲皇行啓土御門殿、〔日者上皇御同宿持明院殿、

寅剋新主出御畫御座、〔關白已下〕攝政被候御前簀子、攝政如元之由被仰之、

召三善朝衡被仰藏人事、又召同人、公卿昇殿・勅授帶劍・牛車・禁色・

雜袍如舊、

又藏人頭・五位各一人、六位四人、出納三人、昇殿廿四人、被仰之、

次關白〔攝政力〕・大臣以下列立中門拜舞、昇殿・勅授混合拜也、次殿上人等頭

已下於殿上口拜、

後醍醐院 文保二年二月廿六日踐祚、〔卅一〕朱書 新主 冷泉富小路殿 當日渡御、本冷泉萬里小路殿、

上卿 內大臣藤原朝臣 公茂、〔廿二〕朱書 舊主 土御門東洞院殿 一昨日廿四日自冷泉富小路殿遷御也、

內辨 內大臣藤原朝臣

宣命使 權中納言左衛門督藤原公賢卿

卯剋出御、內侍二人奉持之立御簾中、兩將參進渡之、

劍璽使

左近中將源光忠朝臣、劍、依雨儀、御路之間次將相、^{〔替〕}擁笠、今日沙汰、
左近中將藤原爲定朝臣、璽、^{〔仰也〕}先陣諸衛、公卿解劍行列、執柄□□□□□□、

又被渡御衣已下、藏人勘解由次官行高爲使、〔頭書〕

一當日子剋儲皇行啓富小路殿、

今日戊剋藏人兵部少輔成輔下日時於內大臣、

次固關、〔關白之〕召仰、次警固、〔關白之〕召仰、

攝政被候御前、如元之由有口勅、

被仰藏人儀已下如例、

公卿已下昇殿・勅授事被仰之、

執柄已下諸卿列無名門前拜舞、勅授・昇殿 混合歟

勅授・牛車等事、今日還勅許、不被仰上卿云々、

太上法皇 元弘元年九月廿日踐祚、〔光嚴〕 〔十九〕朱書 新主 土御門東洞院殿 當日渡御、日者御六波羅、

先帝去月廿四日出御禁中、遂遷御笠置寺云々、〔舊主〕 〔朱書〕 笠置寺 去月廿四日出御 禁中、

上卿 左大臣藤原朝臣 基嗣、

內辨 無節會、〔六府〕警固、〔六府〕令外記傳仰 固關、〔付國司之由、被仰辨〕

宣命使

劍璽使 舊主御隨身之間不及沙汰、
今年十月五日自六波羅被渡土御門東洞院內裏、〔頭書〕

一當日酉剋儲皇出御六波羅、行啓土御門殿、

丑剋被下日時於左大臣、

次被仰宣命趣、〔太上天皇詔、壽永例也、〕不被載關白事、

已上件兩條由、

仙洞被仰之、

新主出御、關白候御前、〔如舊、有口勅、〕

被仰藏人、又被仰條々事□、

翌日辰剋、內侍所渡御、

法皇 建武三年八月十五日踐祚、〔光明〕 〔十五〕朱書 新主 二條烏丸殿 權大納言良基

先帝去五月廿七日出御禁中幸山門、〔舊主〕 〔朱書〕 比叡山 去五月廿七日幸 當山、
〔後醍醐〕 日吉社頭、

上卿 左大臣藤原朝臣 經忠公、

舊主御隨身之間不及沙汰、

劍璽使

今年十一月二日自花山院第〔舊主自山門 出御此第、〕被渡新主、〔于時御 東寺、〕右少將藤原資持朝臣供奉之、

一當日舊主并上皇幸押小路第、〔日者御坐 六波羅、〕

□有御元服儀、密儀、此後行啓寢殿、廻櫛外、諸卿扈從、

諸卿著殿上、被下日時於左大臣、

次傳國宣命、〔太上天皇詔、壽永・元弘例也、 關白事不被載、各別也、〕

令外記傳下中務、壽永例也、

翌日辰剋主上出御晝御座、關白候御前、如元之由奉之、

□又出御、被下詔書、

警固、令外記傳仰六府・三寮、大史□□辨早出之由、

〔參考〕東山御文庫本『洞院家記』貼紙

〔當月自東寺先幸泉殿、披擬仙洞、密々有御元服、次幸此第、

同月十七日還御東寺御所、

〔書入〕廿ノヲモテ上卿ノウヘ、

藏人頭、五位・六位藏人以下及昇殿人事仰出納、

次關白已下勅授拜、今度昇殿相混一度拜也、貫首已下於殿上口拜云々、

禁色・雜袍事并太上皇御膳事長顯朝臣仰上卿云々、

後光嚴院 觀應三年八月十七日踐祚、

十五歲、新主 土御門殿 舊主 穴生震殿

上卿 左大臣藤原朝臣 經教、

宣命・劍璽不及沙汰、

本
新院

貞和四年十月廿七日踐祚、

庚寅、新主 十五、二條烏丸殿 關白左大臣 廿八、土御門東洞院殿 皇居、

先當日儲皇 新主也、參清涼殿御元服、寬平、舊主 例也、其儀了行啓關白押小路第、

上卿 右大臣藤原朝臣 經教、

內辨 右大臣藤原朝臣

宣命使 其趣、讓位於皇太子、以直仁親王爲皇太弟、依寬平・寬德例令作宣命、
權中納言兼左衛門督藤原朝臣實繼 使別當、

內侍二人賣劍璽、出母屋簾中、次將參進持之、

劍璽使 劍、藏人頭左中將藤原朝臣定宗、諸卿先行、關白殿御後、諸衛又相從、如例、
璽、左中將藤原朝臣公世、位次上首、

又被奉御衣・御笏、使可尋、

〔頭書〕右大臣參著仗座、頭治部卿長顯朝臣召仰、

次同人下日時於上卿、

先固關、召仰 使々、六府、次警固、召仰 六府、

新主出御、關白候簀子、如故之由奉之、

次召藤原範康、坊一、被仰藏人事、

次又召同人、仰牛車・勅授・昇殿如故之由、範康即出陣、仰右大臣、

新上皇

(解題)

一 底本の書誌

底本とした国立歴史民俗博物館所蔵高松宮家伝来禁裏本（以下、高松宮本と表記）『踐祚部類鈔』（一卷、H一六〇〇—一四七（せ函五））は、鎌倉時代後期の成立、卷子装、洞院家旧蔵本。洪紙表紙は後補であり、題箋には「踐祚部類鈔自宇多天皇至後光嚴院」と記される。本文は全一紙で、縦三一・六cm、横五・一cm程の料紙が用いられているが、第一〇紙のみがやや短い。料紙には縦横に界線があり、縦界線によって料紙は一紙あたりおおむね一八行に区切られ、四本の横界線は、天地、および見出し等の書き出し位置の目安となっている（口絵図1参照）。

奥書など作成の経緯を直接的に知り得る情報は本文中に存在しないが、見出しの天皇名に注目すると、「後宇多院」「伏見院」「後伏見院」「花園院」については、擦消しの上から記されていることが確認できる。¹⁾なお「後二條院」については擦消し痕はなく、龜山天皇までと一筆のようであり、本文の「上卿」「内辨」「宣命使」「劍璽使」の見出しの筆勢は、花園天皇までが一筆であるように見える。

また「後醍醐院」の文字は「當今」の文字に重書されており、以降は「太上法皇」（光嚴）、「法皇」（光明）、「新院」^本（崇光）、「後光嚴院」と続き、巻尾には「新上皇」（後円融）とのみ記され、本書の記載が終わっている。²⁾

いま擦消し痕のある上記四方の見出しに、もと「當今」「新院」などの文字が記入されていたと想定するならば、本書が一度成立した時期は、「後二

條院」の追号が定まってから、四方の追号が定まるまでの間となる。うち最も早い崩御は伏見天皇で、文保元年（一一三二—一三）九月のことであるから、花園天皇の御治世の最末期にあたる（翌年二月、後醍醐天皇に譲位）。

先に触れた見出し語の筆勢も勘案すれば、本書は花園天皇までを対象として一度成立し、その後も追記がなされ、後円融天皇が後小松天皇に譲位したのち（「新上皇」となったのち）³⁾に現状となったと考えられる。

本書には細字書き入れが多く存するが、これを観察すると、鳥羽天皇と後鳥羽天皇の項に、文字が不自然に切れている箇所があり、かつて貼紙が存在していたことが知られる。

すなわち鳥羽天皇の「上卿」の右の細字書き入れをみると、末尾の数文字については文字の右半のみが残っていることから、ここに貼紙が存在し、文字が貼紙の上にかかっていたことを示している。⁴⁾

同様に、後鳥羽天皇の項の頭書には不自然な空白部分があり、文字が直線的に切れているように見える（口絵図2参照）。これについては、この箇所⁵⁾の貼紙が、高松宮本『一代要記残簡』（六葉、H一六〇〇—一八四（し函一））のうちに含まれていることがすでに指摘されており、これを実見したところ、貼紙上部の墨痕が、頭書の記載と連続し、数文字を判読することができた（本翻刻では判読できた文字を補っている）。

なお本書の新写本のうちには、貼紙を四箇所（後朱雀天皇、鳥羽天皇、後鳥羽天皇、光明天皇）に持つものがあり、このうち後鳥羽天皇の項の貼紙は『二代要記残簡』の貼紙と同文である。また鳥羽天皇の項の貼紙には、書き出しに「裏書」とあり、内容は『為房卿記』嘉承二年（一一〇七）七月一九日条に見える記述をもとにしたものと思われる。この裏書は底本でも存在を

確認できるものの、裏打ちのため、やや読み取りにくくなっている。以上の点から、残りの二枚の貼紙もまた、かつて原本に存在した貼紙を示している可能性が高い。

なお図書寮文庫には本書の影写本が蔵されており（B六一五八一）、本翻刻の作成においても大いに参考にした。

二 新写本

新写本は『洞院家廿巻部類』（『洞院家記』、『毘沙門堂記』、『本朝雑抄』、『統本朝雑抄』などの異称もあり）のうちとして多数存在するが、『踐祚部類鈔』と題された単独の写本はあまり多くはない。また単独の写本であっても、『洞院家廿巻部類』巻二で『踐祚部類鈔』に続く部分が続けて写されているものがあり、これは『洞院家廿巻部類』から派生した写本である。

単独の写本のうち、江戸時代前期の写本として高松宮本（一冊、H一六〇〇—一六七（せ函二五）外題「踐祚部類記」）がある。本文は『踐祚部類鈔』の内容のみではあるが、本文の行取り・字詰めは東山御文庫本『洞院家記』（勅封一八〇—一）所収の『踐祚部類鈔』とほぼ同じであること、また両本を比較すると、判読しがたい文字を写し取っている箇所が同じであることなどの点から、これも『洞院家廿巻部類』から派生した写本である可能性が高い⁷⁾。なお、字形を写し取っている箇所については、概ね東山御文庫本よりも高松宮本のほうが底本に近い形状を呈していることから、『洞院家廿巻部類』から派生した写本であるとしても、比較的良質の写本から写されたものであろう。

『洞院家廿巻部類』を含めたいくつかの新写本について調査を行ったところ、写本により年齢を記していない場合があるほか、判読しがたい文字の字形を写し取っている箇所を、別の写本では空欄にしたり、省略したりする場合もあり注意を要する。なお本文については記載形式や、特定の箇所の判読によって二・三の系統に分類できるようであるが、後代の写本には意改も含まれる可能性があり、注意を要する。また本書は『群書類従』（帝王部）にも収載されるが、流布本に依っているため、もとの記載様式を留めておらず、また明らかな誤りも多い。

三 記載内容

本書は宇多天皇から後醍醐天皇、および北朝の光厳天皇から後光厳天皇までを対象として、天皇ごとに、踐祚の日、新主・旧主それぞれの年齢（朱書）と当時の居所、讓位の上卿・内弁・宣命使、および劍璽使の名を列挙した表形式の史料である。これらの記載は文字自体が大きく、比較的謹直な文字で、料紙の界線のなかに収まるように記されていることから、本書を編纂した当初は、これらの情報を表形式にまとめる方針であったと考えられる。

なお書式の原則として、新主・旧主と表記したときの新主は項目名の天皇を指し、旧主はひとつ前の項の天皇を指すのであるが、光明天皇の項のみは旧主が後醍醐天皇を指している。

また行間や上部欄外に、踐祚を中心として、その前後に行われる主な儀式に関する書き入れが多数存在することが本書の特徴であるが、これらを内容により分類すると、次のようなものである。

・讓位儀の召仰、日時勘申

・警固・固閑

・讓位儀における新帝の拜礼、固辞の上表

・劍璽渡御（劍璽使の項には、使の名前以外に劍璽の動きを記す書き入れが多数ある）

・劍璽のほか、御衣・御笏等の新帝への奉上

・新主の御在所における、閑白の任命、藏人の補任、昇殿・帯劍・牛車な

どの勅許、天皇への奏慶など

・先帝崩御の場合、遺詔奏、廢朝、錫紵など

これらの書き入れによって、踐祚の所役の一覽表として構想された本書は、詳細な踐祚の先例集としての性格を持つものとなった。書き入れは、先行する事例集のような書から抜き書きされたとおぼしい記述もあるが、現在では本書でのみ確認できる内容もあり、踐祚の儀制を考えるうえでは有用な史料と評価できる。

もう一つ本書で注目すべき点として、踐祚・受禪の語を明確に使い分けていることが挙げられる。その基準を本文の記述から推測するに、讓位と先帝崩御の別、讓位儀の有無、劍璽渡御儀の有無、などが勘案されていると思われる、原則としては、讓位による皇位継承の場合に受禪、それ以外の場合（崩御による皇位継承、および異例の皇位継承）に踐祚を使用しているらしい。

踐祚の語に関して、このような理解は現在では一般化しているが、歴史的にみると六国史には見られない用法であり、鎌倉時代中期頃より確認できるようになるものである。本書は成立年代が知られる編纂物で、かつ踐祚と受禪を明確に書き分けているという点で、踐祚の語の理解がいかに形成された

かを考えるうえでの重要な史料でもあるといえる。

なお、本書における踐祚と受禪の用法について、留意すべきものがあるので、以下に指摘しておく。

・村上天皇から冷泉天皇への皇位継承を、受禪と記す。通説では村上天皇の崩御を承けて皇位継承が行われたとされており、踐祚とあるべきか。

『二代要記』・『元亨釈書』など村上天皇が崩御の直前に出家し、讓位したとする史料もあり、本書の編纂当時は讓位と認識されていたものか。

・花山天皇から一条天皇への皇位継承を、踐祚と記す。花山天皇が密かに内裏を出て退位に及んだ事例で、同日に劍璽渡御は行われたが、讓位儀は行われず、翌日に讓位宣命が発せられた。讓位に必要な事柄をいかに定義するかに関わり、編纂当時の使い分けの基準を知る材料となると思われる。

・仲恭天皇から後堀河天皇への皇位継承を、踐祚と記す。これも右の例と同様に、讓位儀が行われなかったことに関わるか。

・花園天皇から後醍醐天皇への皇位継承を、踐祚と記す。このときには特に異例なく讓位が行われたが、踐祚と記す理由は不明である。

・北朝の皇位継承を踐祚と記す。これは劍璽がなかったことによるものか。

四 編者

次に本書の編者について検討したい。本書は原本と考えられ、また洞院家旧蔵本であるという点から、編者には洞院家の人物を想定するのが自然であろう。洞院家は西園寺公経の子実雄を祖とし、実雄が後宇多天皇・伏見天

皇・花園天皇との外戚関係を背景に立場を確立すると、子孫も代々朝廷で重用され大きな権勢を誇った。特に洞院公賢（一二九一〜一三六〇）は南北朝期の北朝をよく支え、その日記『園太暦』は当時の朝廷を知るための根本史料である。しかしその後、洞院家は室町時代中期の公教をもって断絶し、同家の所持していた家記や記録類は売却され散逸した⁽⁸⁾。

結論を先に言うならば、本書は洞院公賢の手になるものと考えられる。先述のごとく本書は花園天皇の御治世に一度成立したと考えられるが、本書のような践祚の所役者一覧のような史料がまとめられる契機は、花園天皇の次代の後醍醐天皇践祚の前後であると考えるのが一般的であろう。

本書の作者と推定した洞院公賢は、花園天皇の譲位の際、譲位儀の宣命使を務め、ついで後醍醐天皇の皇太子邦良親王の春宮大夫となったことが知られ、本書の第一次成立の時期に譲位や践祚の先例を調査するには相応しい人物といえる⁽⁹⁾。

また後醍醐天皇の践祚から約三〇年後の崇光天皇の践祚（貞和四年（一三八八）一〇月）に際して、公賢が本書を参照したと考えられる記述が『園太暦』に見える。すなわち九月三日条には、践祚の先例に関して春宮大夫からの相談を受け、自らの意見を述べ、関係する先例を書き送ったことが記されているが、ここで引かれているのは、「里内同所禪讓例」と「禪讓各別御所例」であり、譲位時における旧主と新主の御在所について挙例したものである。以下にその部分を示す。

『園太暦』 貞和四年九月三日条

昨日春宮大夫參時被仰下旨、及委細篇目令申所存、加之就被尋下先例等注進

之、

（中略）

里内同所禪讓例

花山院、永觀二年八里内始歟、但新主當日自閑院入御、三條院、寛弘八年六一條院、新主當町別所入御、其儀其儀畢即入御大内、堀川院、月十三日、東三條院、新主當日自東上東門參畢即入御、東三條院、寛徳二年正月十六日、東三條院、新主當日自東上東門參入、即日乘輿歸御、崇徳院、保安四年正月八日、土御門殿、清涼殿代北子午廊、舊主、近衛院、永治元年十月七日、土御門殿、新主東對昭陽舍代、四條院、貞永元年十月四日、閑院、新主清涼殿代、舊主仁壽殿代、

禪讓各別御所例

後一條院、長和五年正月廿九日、新主、上東門院、舊主、土御門殿、後三條院、治暦四年四月十九日、新主、閑院、舊主、高陽院、堀川院、應徳三年十月廿六日、新主、堀川院、當日、舊主、三條院、鳥羽院、嘉承二年七月廿八日、大炊御門、堀川院、有御事、後白河院、久壽二年七月廿四日、新主、高松第、當日渡、舊主、近衛院、東洞院、舊主、有御事、後白河院、月廿四日、新主、日來新院御同宿、舊主、有御事、六條院、永萬元年六月廿五日、御、新主、土御門、高倉第、舊主、東洞院、高倉院、仁安三年二月廿一日、舊主、土御門、安徳天皇、治承四年二月廿一日、新主、五條院、舊主、閑院、土御門院、建久九年正月廿一日、新主、閑院、舊主、大炊御門、富小路、順徳院、承元四年十一月廿五日、新主、日渡御、舊主、大炊御門、富小路、自閑院遷御、退九條邊云々、後深草院、寛元四年正月廿九日、大炊御門、後堀河院、承久三年七月九日、新主、日入御、舊主、退九條邊云々、後深草院、寛元四年正月廿九日、新主、冷泉富、舊主、冷泉萬、龜山院、正元々々年十一月廿六日、新主、冷泉富、舊主、冷泉萬里小路、後宇多院、文永十一年正月廿六日、新主、高倉、鳥丸、伏見院、弘安十年十一月廿一日、新主、冷泉富、舊主、高倉、後伏見院、永仁六年七月廿二日、新主、冷泉富、舊主、高倉、後二條院、月廿一日、新主、高倉、舊主、太上法皇、徳治二年八月廿六日、新主、土御門東洞院、當日、舊主、有御事、後醍醐院、文保二年二月廿六日、新主、冷泉富、舊主、土御門東洞院、當日、舊主、本萬里小路、舊主、土御門東洞院、廿四日遷御、

これは譲位の例のみであるが、一見して『践祚部類鈔』との類似は明らかであり、公賢が本書の作者であることの傍証となると思われる。さらに臆測す

れば、貞和四年の崇光天皇の踐祚が、本書の増補（細字書き入れ）の契機となった可能性もあろう。なお公賢の没年からして「後光嚴院」の追号は知り得ないので、公賢没後に追記がなされていることは確実である。次に問題となるのは、公賢の関与した記述の範囲や、追記のなされた経緯であるが、いまはこれらを検討する準備がなく、今後の課題としたい。

なお本書の細字書き入れの文字は、『園太暦』の唯一伝わる自筆本である延慶四年二月三月記（一卷、京都国立博物館所蔵、B甲四一六）の筆勢とよく似ていることも指摘しておきたい。

最後に、明確な根拠があるものではないが、公賢が作成に関与した可能性のある史料をもう一点指摘しておきたい。それは『大嘗会御禊事』（『群書類従』公事部）である。この史料は、宇多天皇から花園天皇までを対象に、大嘗会御禊の所役者を表形式にまとめたものである。対象年代が『踐祚部類鈔』の第一次成立時と重なっており、その書式も類似することから、『踐祚部類鈔』と同様の意図をもって作成されたもので、公賢が関与した可能性があろう。⁽¹⁰⁾

注

(1) 「後宇多院」「伏見院」「後伏見院」「花園院」の文字は同筆のように見える。

(2) なお「後光嚴院」も「當今」に重書されている。『高松宮家伝来禁裏本目録』（分類目録編）、国立歴史民俗博物館、二〇〇九年も参照。

(3) もっとも、必ずしも追号が直ちに書き改められると考える必要はなく、第一次の成立はもう少し幅を持たせて、後醍醐天皇の踐祚前後と考えるのが妥当であろう。成立の契機については後述。

(4) 新写本ではこの部分を「虫闕」と記すものがあるが、底本の料紙に虫損はない。

(5) 今江広道「一代要記について」補遺『日本歴史』二六二、一九七〇年。

(6) 「鳥羽院太上天皇尊號 保安四年記」、本文の書き出し「二月二日丙戌御即位日時被勅申」。

(7) 東山御文庫本に四箇所ある付箋のうち、高松宮本には一箇所の付箋のみ存する。

(8) 林屋辰三郎『内乱のなかの貴族』（角川選書、一九九一年）、小川剛生『園太暦』と北朝の重臣たち』（『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年）、末柄豊「洞院公数の出家」（『禁裏・公家文庫研究』一、思文閣出版、二〇〇三年）、小倉慈司「高松宮家伝来禁裏本」の来歴とその資料価値」（『和歌と貴族の世界うたのちから』塙書房、二〇〇七年）などを参照。なお『平安時代儀式年中行事事典』（東京堂出版、二〇〇三年）においても、本書が南北朝期に洞院家の人物によって編纂されたと推定されている（同書二六六頁）。

(9) 公賢の著作には『魚魯愚抄』・『魚魯愚別録』・『歴代最要抄』などがあり、朝儀への関心と浩瀚な知識があったことはいうまでもない。

(10) 古写本に「大嘗会記」（国立歴史民俗博物館所蔵田中穰氏旧蔵典籍古文書、H一七四三―一七二、一冊、室町時代中期写）所収のものがある。